

豊中市市民公益活動推進条例

逐条解説

前文

- Q 1 . 市民だけではなく事業者にも担われうる公益活動がなぜ「市民」公益活動なのか? ... 1
- Q 2 . 前文の「私たち」とは具体的に誰を指すのか? ... 2

第1条(目的)

- Q 3 . この条例ができたことで、何が変わる? ... 2

第2条(定義)

- Q 4 . 海外で市民が行う社会貢献活動は「市民公益活動」に含まれるか? ... 4
- Q 5 . 難病患者へのケアなどは対象者が少ない場合もあるが、「不特定かつ多数のもの」の利益の増進に寄与する活動にあたるか? ... 4
- Q 6 . 公益性の判断はどのように行う? ... 4
- Q 7 . 介護報酬を受け取ったり、グッズの売上を活動費に充てたりする活動は、営利活動か? ... 5
- Q 8 . 労働者に賃金を払う団体は、営利団体か? ... 5
- Q 9 . この条例における「市民」の範囲は? ... 5
- Q 10 . 市民公益活動の担い手は? ... 5
- Q 11 . 自治会等の地域組織や生涯学習団体は、市民公益活動団体にあたるか? ... 5
- Q 12 . 宗教団体が社会貢献事業を行う例は数多いが、宗教団体は市民公益活動団体に含まれるか? ... 5
- Q 13 . 提言・指針やパブリックコメント案と異なり、営利事業者が本来事業とは別に
行う社会貢献活動が市民公益活動に含まれるようになったのはなぜか? ... 5
- Q 14 . 提言・指針やパブリックコメント案と異なり「事業者」の定義が抜けた
のはなぜか? ... 5
- Q 15 . 企業や社会福祉法人等による活動も、条例に基づく施策全部の対象となるのか? ... 6
- Q 16 . 市民公益活動の担い手を広く考えると、市民公益活動団体を詐称する営利団体
や非合法団体への対応が難しくなるのでは? ... 6

第3条(基本理念)

- Q 17 . なぜ、市民公益活動の自律的発展に対する支援を越えて、協働の部分にまで踏み
込むのか? 行政との協働の相手方は市民公益活動団体に限られないので、協働の
部分は現在検討中の「(仮称)自治基本条例」に委ねないのか? ... 7
- Q 18 . 市民公益活動団体・事業者・市の特性とは? ... 7
- Q 19 . 第2項「それぞれの特性を生かし」は、行政の責任放棄にはつながらないか? ... 7

Q 2 0 . 市民公益活動推進を社会的評価のもとに行う理由は？	... 7
第 4 条 (市民の役割)	... 8
Q 2 1 . 市民公益活動を推進する条例の中で「まちづくり」に関する役割を書き込む理由は？	... 8
第 5 条 (市民公益活動団体の役割)	... 8
Q 2 2 . 市民公益活動団体が、活動内容を広く市民に理解されるように努めなければならない理由は？	... 9
第 6 条 (事業者の役割)	... 9
Q 2 3 . 事業者の役割まで定めている理由は？	... 9
Q 2 4 . 第 4 条 (市民の役割) と第 6 条 (事業者の役割) は構造が似ているが、具体的な違いは何か？	... 9
第 7 条 (市の役割)	... 1 0
第 8 条 (市民公益活動推進委員会)	... 1 0
Q 2 5 . なぜ市長の附属機関なのか？	... 1 1
Q 2 6 . 議会や他の部署の審議会等との関係は？	... 1 1
Q 2 7 . パブリックコメント案で書かれていた委員会の会議及び会議録の公表が抜けている理由は？	... 1 1
Q 2 8 . 市長の諮問がなくても市民公益活動推進委員会から意見を述べることを認めるのならば、その意見に対する市長の応答義務を定めておいたほうが、より徹底するのではないか？	... 1 1
Q 2 9 . 委員の人員構成は？	... 1 2
Q 3 0 . 委員数を「 人以内」と表記しているが、2人や5人でもいい、という意味か？	... 1 2
第 9 条 (市民公益活動団体との協働)	... 1 2
Q 3 1 . 市職員が役員等になっている市民公益活動団体へ市の業務を委託することは可能か？	... 1 2
第 1 0 条 (助成)	... 1 3
Q 3 2 . 府・国、民間財団から助成を受ける団体は、対象となるか？	... 1 4
Q 3 3 . 市が出資する財団や市社会福祉協議会から助成を受ける団体は、対象となるか？	... 1 4
Q 3 4 . 助成の手続きに係る書類等を自由に見ることができるようにするのは、なぜ？	... 1 4
Q 3 5 . 助成の手続きに係る書類とは？	... 1 4
Q 3 6 . 提出した書類は、すべて公開されるのか？	... 1 4

Q 3 7 . 市民公益活動団体は、助成の手続きに係る書類又はその写しをどのように設置 しなければならぬか？	... 1 4
Q 3 8 . 複数分野間で競合する提案をどのように審査するのか？	... 1 4
Q 3 9 . 市が市民公益活動団体に補助するのは、憲法第 8 9 条後段と抵触しないか？	... 1 4
第 1 1 条（推進環境の整備）	... 1 5
Q 4 0 . 推進環境の整備のその具体的方法は？	... 1 6
第 1 2 条（推進体制の整備等）	... 1 6
Q 4 1 . 職員が市民公益活動へ参加することは可能？	... 1 7
第 1 3 条（施策についての意見）	... 1 7
Q 4 2 . この規定がなくても、市民等は行政の施策について意見を述べる事が できるし、今までも述べてきた。この規定ができたことにより、何が変わるか？	... 1 7
Q 4 3 . この規定ができたことで、逆に、市民公益活動推進施策についての市民等 の意見に対しては、行政内部の判断だけですぐとりうる対応がとられず、 市民公益活動推進委員会が開催されるまで対応が休止するのか？	... 1 7
Q 4 4 . 「市民公益活動推進施策についての意見」かどうかの判断は、誰がどう行うのか？	... 1 8
Q 4 5 . パブリックコメント案に入っていた、市民公益活動推進施策に関する 意見等に対する検討結果の公表と、必要に応じた施策・条例等の見直しは どうなったのか？	... 1 8
第 1 4 条（評価）	... 1 8
Q 4 6 . 市民・市民公益活動団体・事業者は、どのような形で「評価」に参加する ことができるか？	... 1 9
第 1 5 条（実施状況等の公表）	... 1 9
第 1 6 条（委任）	... 1 9
附 則	... 2 0
Q 4 7 . 3 年以内の見直しをする理由は？	... 2 0

作成：豊中市 人権文化部 市民活動課 市民活動係
(平成15年度(2003年度))

Phone. 0 6 - 6 8 5 8 - 2 0 4 1 Fax 0 6 - 6 8 4 6 - 6 0 0 3

E-mail npo@city.toyonaka.osaka.jp

（前文）

私たちは、これまでも様々な分野で活発に市民公益活動に取り組み、まちづくりに協力し、参加する仕組みの下で、よりよい地域社会づくりに努めてきました。

これからは、社会経済情勢の大きな変化と市民一人ひとりの価値観や生き方の多様化により、複雑化する地域社会の課題にさらに力を合わせて対応することが求められています。

そのためには、私たちが培ってきた市民公益活動が持つ多様性や先駆性などの特性に着目し、様々な人が主体的に関わりその活動をより活発にしていくとともに、市民公益活動団体が自律的、継続的に公共を担う団体として発展していくことが必要です。また、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が、それぞれの役割を果たし、地域社会の課題を共有し、「協働とパートナーシップに基づくまちづくり」に取り組むことが求められています。

ここに私たちは、市民一人ひとりの個性が大切にされ、ともに生きる開かれた地域社会を実現し、世界と未来へつないでいくことをめざして、地域社会を構成する様々な人の参加と協働によって新しい公共運営の仕組みをつくり、市民公益活動を推進するため、この条例を制定します。

〔趣旨〕

以下の要点を、わかりやすく表現するもの。

- 第一段落** 豊中市における市民・市民公益活動団体・事業者・市のこれまでの取組みの成果
- 第二段落** 市民公益活動を推進する意義
- 第三段落** 豊中がめざす新たな地域社会像
- 第四段落** 条例により実現をめざす目的と、市民・市民公益活動団体・事業者・市の決意

〔解釈・運用〕

- 第一段落** 豊中市内では、従来から、様々な市民公益活動が活発に行われるとともに、まちづくりに協力・参加する仕組みづくりも先進的に取り組まれてきた。

地域社会…広義には豊中市の市域全体を指し、狭義には市民が居住し日常生活を営む区域を指す。

- 第二段落** この仕組みの重要性は今後も変わらないが、社会経済環境の大きな変化と、市民の価値観や生き方の多様化により、複雑化する地域社会の課題にさらに力を合わせて対応することが求められている。

- 第三段落** そのためには、市民公益活動が持つ多様性、先駆性等に着目し、その活動をさらに活発にし、市民公益活動団体が自律的、継続的に公共を担う団体として発展していくことが必要である。そして、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が、それぞれの役割を果たし、地域社会の課題を共有して「協働とパートナーシップに基づくまちづくり」に取り組むことが求められている。

- 第四段落** 地域社会を構成する様々な人たちの個性、経験、専門性、思いを生かす市民公益活動が推進され、市民公益活動団体が公共の重要な担い手として位置づけられる社会

は、市民一人ひとりの個性が大切にされ、ともに生きる開かれた地域社会づくりに資する。

このような地域社会を実現し、世界と未来の世代へつないでいくことをめざして、地域社会を構成する様々な人たちの参加と協働によって新しい公共運営の仕組みをつくり、市民公益活動を推進するため、この条例を制定する。

[Q & A]

Q 1 . 市民だけではなく事業者にも担われうる公益活動がなぜ「市民」公益活動なのか？

A . 市民・市民公益活動団体・事業者の役割規定（第 4 条～第 6 条）に明記されるとおり、人は、自発的な社会貢献活動の場だけではなく、職業生活や家庭生活においても企業市民、よき消費者等として、地域社会を形成する重要な役割を果たしている。そのような地域社会に果たす自らの役割を認識し果たす存在として、法人か自然人かを問わず、「市民」と総称している。

Q 2 . 前文の「私たち」とは具体的に誰を指すのか？

A . 市民、市民公益活動団体、事業者、市を指す。市民を中心にすえた表現とするため使用した。

（ 目的 ）

第 1 条 この条例は、市民公益活動の推進に関する基本理念を定め、市民、市民公益活動団体、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民公益活動の推進に関する基本的な事項を定めることにより、市民公益活動を総合的かつ計画的に推進し、もって協働とパートナーシップに基づくまちづくりに寄与することを目的とする。

[趣旨]

この条例の制定目的は、市民公益活動の推進に関する基本理念に加え、市民・市民公益活動団体・事業者・市の役割や施策の基本事項を定め、総合的・計画的な推進を図ることにある旨を示すもの。

[解釈・運用]

市民公益活動の推進は、「協働とパートナーシップに基づくまちづくり」の一環として行われる。条例の直接目的は「市民公益活動の推進」、間接目的は「協働...まちづくりに寄与」であることを、「推進」と「寄与」の使い分けで明示した。

[Q & A]

Q 3 . この条例ができたことで、何が変わる？

A . この条例が制定される前から一定行われていた市の施策は以下の通りだが、それに以下の施策が具体化され、加わることとなった。

推進環境の整備（第 1 1 条） 推進体制の整備（第 1 2 条）

市民公益活動団体との協働を進める各種事業（第 9 条）、公募制補助金制度（第 1 0 条）、施策についての意見（第 1 3 条）、評価（第 1 4 条）、実施状況等の公表（第 1 5 条）

この条例は、市民公益活動団体を市民・事業者・市と共に公共を担う主体として位置づけ、その総合的・計画的な推進を実施する法的責任を市に課し、民間の「慈善、教育若しくは博愛の事

業」に対する行政の干渉排除と公費濫用防止を規定する憲法第 8 9 条に対応する仕組みをつくるものである（Q . 3 9 参照）。

市民・市民公益活動団体・事業者・市が、この条例に基づく制度を積極的に活用し、新しい公共運営の仕組みをつくり、協働の事例を積み重ねて行くことで、限りある資源を最大限に生かしつつ、市民一人ひとりの個性が大切にされ、ともに生きる開かれた地域社会づくりが実現する。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) **市民公益活動** 自発的及び自主的に行われる市民その他不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

ア 営利を目的とするもの

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

(2) **市民公益活動団体** 市民公益活動を行う団体をいう。

【趣旨】

この条例を解釈するために必要な用語の定義について定めるもの。

【解釈・運用】

1 「自発的・自主的に行われる」

「非政府」を示す。行政・公立学校が事務局を担う団体は、市民公益活動の担い手に含まれない。

2 「市民その他の...利益」

市内に事務所をおくものによる市内での活動はもちろん、市内に事務所をおくものによる海外での活動や、市外に事務所をおくものによる市内の活動も含まれる。

3 「不特定かつ多数のものの利益」 = 公益

特定の者の利益が間接的に公益につながる場合もある（難病の人を支える活動など）。基本的人権の尊重は、結局市民全員の利益につながる。「不特定多数のものの利益」は、このような概念も含む。

「公益 / 共益 / 私益・互助益」、「営利 / 非営利」、「公共領域 / 私的領域」の境界は、時代や社会経済環境によって変化し、厳密に定義することはできない。そこでこの条例では、「不特定かつ多数のものの利益」を地域社会全体で評価・判断する仕組みを工夫している（第 8 条～第 1 0 条、第 1 4 条・第 1 5 条）。

4 「営利を目的とするもの」

利益を出資者に配当することを主目的とするものを指す。

利益を出資者に配当することを主目的とする活動の中にも、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するものがあるが、この条例の対象から省いている。

なぜならば、この条例が規定する助成（第10条）、推進環境の整備（第11条）は、たとえ利益をあげることが不可能と想定されるような分野であっても、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するため、果敢に挑まれる活動にこそ必要なことだからである。また、営利事業者は出資者に利益を配分するので、出資者個人への利益の還元につながる事業に公金を投入する理由を説明することは難しい。

一方、協働事業提案制度については、市民公益活動団体に限られるべき理由はないが、そこまで条例の範疇に入れると条例本来の趣旨から大きく逸脱するので、営利活動と行政との協働は当条例から除き、現在検討中の自治基本の仕組みに任せることとしている。

5 政治・選挙

政治や選挙は、その生活圏の市民全員が共有する課題の解決方を決定する手法や手続きとして存在するものである。市民公益活動において取り込まれる地域課題は、政治問題でもあり、その解決方策を実現するための活動をする必要が生じる場合も当然ある。

この規定は、公職選挙法・政治資金規制法・政党助成法等でその活動の公正と公的支援が担保されている政治・選挙活動が当条例の対象外である旨を規定するもので、市民公益活動団体の政治・選挙活動を禁じるものではない。

なお、特定非営利活動促進法では、政治・選挙活動を主目的とする団体は、特定非営利活動法人として認証されない。

特定の公職（公職選挙法第3条）：衆議院議員・参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長

6 「市民公益活動団体」

「市民公益活動」を主目的とする組織団体に限らず、実際に「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動」に非営利で取り組んでいるかどうかで判断することとした。

自治会、同窓会、趣味の会、宗教団体、政治団体が、活動の一つとして「市民公益活動」を行う場合もある。営利事業者が地域社会の構成員（企業市民）として社会貢献活動を行う場合もある。あらゆる民間団体が「市民公益活動」を担う組織となる可能性がある。

[Q & A]

2 「市民その他の...利益」

Q4 . 海外で市民が行う社会貢献活動は「市民公益活動」に含まれるか？

A . 含まれる。[解釈・運用] 2 参照

3 「不特定かつ多数のものの利益」 = 公益

Q5 . 難病患者へのケアなどは対象者が少ない場合もあるが、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する」活動にあたるか？

A . そうである。[解釈・運用] 3 参照

Q6 . 公益性の判断はどのように行う？

A . [解釈・運用] 3 参照

4 「営利を目的とするもの」

Q 7 . 介護報酬を受け取ったり、グッズの売上を活動費に充てたりする活動は、営利活動か？

A . 必ずしもそうとはいえない。この条例でいうところの「営利」とは、事業収益から経費を引いた残り（利益）を出資者等に配当する活動をいう。だから、事業収益をあげても、それを配当せずに事業に再投資するならば、それは非営利活動である。

Q 8 . 労働者に賃金を払う団体は、営利団体か？

A . 必ずしもそうとはいえない。営利団体と同様に、非営利団体も使用者として、労働者に対して、労働基準法第 28 条及び最低賃金法で定められた最低賃金額以上の賃金を支払う義務がある。

6 市民公益活動団体等

Q 9 . この条例における「市民」の範囲は？

A . 市内に在住、在勤、在学しているすべての個人 及び 市内で市民公益活動を行う個人

Q 10 . 市民公益活動の担い手は？

A . 市民及び民間公益団体。民間公益団体の例は、特定非営利活動法人、ボランティアグループ、社会福祉法人、財団（市出資団体も含む）、学校法人、医療法人等。

注）以下のものは、その本来活動については「市民公益活動」に該当しないが、それとは別に「市民その他不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動」を行う場合は担い手とみる。

営利事業者（個人、団体） 団体例：株式会社・有限会社等

（その本来活動は、営利を目的としている。）

共益・互助益団体

団体例：自治会、同窓会、趣味の会、相互会社^{生保など}

協同組合、信用金庫、労働組合等

（その本来活動は、共益・互助益を目的とし、不特定多数の利益を目的としていない。）

Q 11 . 自治会等の地域組織や生涯学習団体は、市民公益活動団体にあたるか？

A . あたる場合もある（Q 10 参照）。

Q 12 . 宗教団体が社会貢献事業を行う例は数多いが、宗教団体は市民公益活動団体に含まれるか？

A . 布教を離れて純粋に「市民その他不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動」を行う場合は、含まれる。

Q 13 . 提言・指針やパブリックコメント案と異なり、営利事業者が本来事業とは別に行う社会貢献活動が市民公益活動に含まれるようになったのはなぜか？

A . 条例に基づく制度の具体的な適用事例を念頭に議論が進み、介護保険事業のように営利事業者と非営利事業者が全く同じ事業を行う事例や、営利・非営利の境界にある各種コミュニティビジネスの例などが出て、営利事業者と非営利事業者の区分を行うよりも、その事業が「市民公益活動」であるかどうかで判断することとした。

Q 14 . 提言・指針やパブリックコメント案と異なり「事業者」の定義が抜けたのはなぜか？

A . 以下の理由により「事業者」を定義しないこととした。

この条例は「事業者」であることを理由に権利を与えたり奪ったりするものではない。

事業者を営利事業者に限って定義すると、共益・互助益を目的とする活動やその担い手が市民、市民公益活動団体、事業者のいずれになるかが不明となる。

第6条（事業者の役割）は、特に営利だからこそ求められるものではなく、事業を行えるだけの各種資源をもつものに求められること。

事業者を営利に限っていない健康福祉条例、男女共同参画推進条例との整合性。

Q15．企業や社会福祉法人等による活動も、条例に基づく施策全部の対象となるのか？

A．必ずしもそうとはいえない。条例に基づく制度には、情報提供・公共施設の提供・補助・委託等様々あり、それぞれの特質や個別の制度目的により、対象となる団体は異なる。

Q16．市民公益活動の担い手を広く考えると、市民公益活動団体を詐称する営利団体や非合法団体への対応が難しくなるのでは？

A．この問題は、市民公益活動団体に該当する団体を最大限狭く考えて、特定非営利活動法人（NPO法人）に限ったとしても、避けられない。なぜならば、特定非営利活動法人の取得自体が、書類さえ揃えればほぼ認められる「認証」という方式だからである。

特定非営利活動促進法は、市民による社会貢献活動への行政の関与や格付けを最低限にし、その代わり、情報公開を徹底して社会全体でその活動の公益性を判定していく仕組みとなっている。

この条例もその精神に則り、市民参加と情報公開もとで、公平かつ公正に運営することを旨として（第3条）、市民公益活動かどうかを社会全体で判断していく仕組みをもっている（第8条～第10条、第14条・第15条）。

（基本理念）

第3条 市民公益活動の推進は、市民公益活動団体が公共を担う団体として自律的に発展し、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が対等なパートナーとなる地域社会を実現することを目的として行わなければならない。

2 市民公益活動の推進は、市民、市民公益活動団体、事業者及び市が互いに理解を深め、それぞれの特性を生かし、社会全体で取り組むことを基本に行わなければならない。

3 市民公益活動の推進は、市民公益活動団体の自発性及び自主性を尊重して行わなければならない。

4 市民公益活動の推進は、市民参加と情報公開の下で、公平かつ公正に行わなければならない。

〔趣旨〕

市民公益活動推進の根幹となる考え方、市民・市民公益活動団体・事業者・市が共に留意すべきことをまとめるもの。

〔解釈・運用〕

第1項 この条例は、単に市民公益活動の自律的発展を支援するだけでなく、市民公益活動団体を、市民・事業者・市と同様に地域社会の重要な担い手として明確に位置づけ、活躍できる仕組みをもつことをめざす旨を明示するものである。

第2項 まちづくりに関わる情報・財源・施設等の資源や仕組みなどのうち、市民の特性を生かせるものは市民が、市民公益活動の特性が生かせるものは市民公益活動団体が、事業者の特性を生かせるものは事業者が、市の特性を生かせるものは市が担う、そのような役割分担と相互理解に基づく連携が行われるよう、地域社会全体の仕組みを再構築することを視野に入れて、市民公益活動の推進を行う旨を定めたものである。

第3項 市民公益活動推進は、市民公益活動団体の自発性・自主性を尊重して行う旨を定めたものである。

第4項 市民公益活動推進を社会的評価のもとに行うため、市民参加・情報公開のもとで、公平かつ公正に行う旨を定めたものである。

情報が単に公開されるだけでなく、より多くの人のわかりやすい言葉で、具体的な評価に直結する表現・数値で行われることが実質的に求められる。

[Q & A]

Q 17 .なぜ、市民公益活動の自律的發展に対する支援を越えて、協働の部分にまで踏み込むのか？ 行政との協働の相手方は市民公益活動団体に限られないので、協働の部分は現在検討中の「(仮称)自治基本条例」に委ねないのか？

A .市民公益活動推進条例は、「協働」の理念を根底に置いているのであるから、「(仮称)自治基本条例」にこだわらず、それ自身が「協働」に関する規定を有しているのは当然である。

ただし、今後制定する「自治基本条例」も、「協働」の理念を前提とし、「協働」に関する何らかの規定を置くことが考えられる。その場合は、それぞれの条例にふさわしい規定内容とするため、必要があれば、市民公益活動推進条例を一部改正することもあり得る。

Q 18 .市民公益活動団体・事業者・市の特性とは？

A .市民公益活動団体 = 多様な価値観に基づき、ニーズに応じた臨機応変な活動や先駆的・開拓的な活動ができるが、豊中市内の現状では、財源・人材・組織の脆弱さも見受けられ、安定した活動が続きにくいなどの弱点も見られる。

事業者 = 効率的な組織運営により、社会・経済環境の変化に対応したサービス提供ができる反面、費用対効果や市場性にしぼられる。

市 = 公平性・中立性に基づく安定したサービス提供ができる反面、合意形成に一定の時間を要するなど、市民公益活動団体・事業者に比べて機動的な活動を行いにくい。

Q 19 .第2項「それぞれの特性を生かし」は、行政の責任放棄にはつながらないか？

A .そのようなことにならないようにするためにも、行政だけで判断せずに、社会全体で判断するため、自ら担おうという提案も可能としつつ(第9条解説参照)市民参加と情報公開(第3条第4項)のもとで行う。

Q 20 .市民公益活動推進を社会的評価のもとに行う理由は？

A .以下の3点。

憲法第89条後段の趣旨を、本市では、公費の濫用防止と団体の公権力からの干渉排除・自立性確保を図るためと考え、この趣旨を損なわないため、社会的評価を重視する。市民公益活動の自主性・自立性の尊重も同様の理由で明記する。(参考Q . 39)

市の財源は市民から信託された公金なので、市の推進施策は社会全体による推進と認識して行う。

どのように地域社会全体の仕組みを分権し再構築するのは、社会全体で判断していくべき。

（市民の役割）

第4条 市民は、市民公益活動への理解を深め、自主的にこれに協力し、又は参加することにより、まちづくりの主体として地域社会の課題に自発的に取り組むよう努めるものとする。

〔趣旨〕

市民公益活動の推進における市民の役割について定めるもの。

〔解釈・運用〕

市民は主権者であり、市民公益活動の主たる担い手である。市民の意思に反する動員型の奉仕活動を義務づけるための規定ではない。

「市民公益活動」への関わり方の段階

理解 協力（寄附等） 参加（単発的ボランティアなど側面的関わり）

行う（主たる担い手となる等）

〔Q&A〕

Q21．市民公益活動を推進する条例の中で「まちづくり」に関する役割を書き込む理由は？

A．市民公益活動を推進するのは、最終的には「協働とパートナーシップに基づくまちづくり」を実現するためなので、市民公益活動の推進に直接的に関わる役割だけではなく、まちづくりにおいての主権者としての役割も書き込むことにしている。

なお、まちづくりにも様々なレベルがある。市民公益活動は市民による主体的なまちづくりの営みであるし、それと同レベルのものとして、行政によるまちづくり、企業によるまちづくり、行政の意思決定過程への市民参加によるまちづくりなどがあると考えている。また、まちづくり支援条例上のまちづくり協議会及びまちづくり研究会の活動は、市民公益活動のひとつであると考えている。

（市民公益活動団体の役割）

第5条 市民公益活動団体は、自らの活動が公共性を有することを自覚し、その運営、活動内容等に関する情報の公開、提供等により、市民公益活動が広く理解されるよう努めるものとする。

〔趣旨〕

市民公益活動の推進における市民公益活動団体の役割について定めるもの。

〔解釈・運用〕

まちづくりに関わる活動は、社会的評価が問われる。市民公益活動団体自ら、積極的に理念、活動、運営内容を社会に公開することが求められている。

そうすることで、市民・事業者・市の理解と協力が得られるとともに、活動や運営のあり方を問い直すことができ、より有意義な活動や安定した運営が可能になる。

[Q & A]

**Q 2 2 . 市民公益活動団体が、活動内容を広く市民に理解されるように努めなければならない理由
は？**

A . 上記参照。

(事業者の役割)

第 6 条 事業者は、市民公益活動への理解を深め、その保有する資源を活用して自主的にこれに協力し、又は参加することにより、地域社会を構成する一員として自発的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

[趣旨]

市民公益活動の推進における事業者の役割について定めるもの。

[解釈・運用]

1 「事業者」

営利活動を行う法人など市民公益活動を主目的としない団体等。

2 「保有する資源」

人材、施設・設備、資金、情報、技術など。

3 「市民公益活動」への関わり方の段階

理解 協力（寄附等） 参加（単発的ボランティアなど側面的関わり）
行う（主たる担い手となる等）

[Q & A]

Q 2 3 . 事業者の役割まで定めている理由は？

A . 事業者は、製品やサービスの供給、雇用の創出、納税など、本来活動を通じて地域社会の一員としてその社会的責務を果たしている。その意義が自覚されると共に、その本来事業を通して有することとなった、人材、施設・設備、資金、情報、経営感覚、情報などの資源が、市民公益活動の推進に提供されることを期待して、規定している。

Q 2 4 . 第 4 条（市民の役割）と第 6 条（事業者の役割）は構造が似ているが、具体的な違いは何か？

A . 人材、施設・設備、資金、情報、経営感覚、情報などの資源の保有の有無

（市の役割）

第7条 市は、市民参加と情報公開の下で、市民公益活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 市は、市民公益活動を推進するため、市民、市民公益活動団体及び事業者が、それぞれの役割を担い、地域社会の課題を共有することができるよう必要な措置を講じることに努めるものとする。

【趣旨】

市民公益活動の推進における市の役割について定めるもの。

【解釈・運用】

第1項 市は、市民公益活動推進施策を市民参加と情報公開のもとで総合的・計画的に実施する。

第2項 市が管理・運営してきたまちづくりに関わる情報・財源・施設等の資源や仕組みなどのうち、市民公益活動の特性が生かせるものは、市民公益活動団体に委ねていく。市民や事業者の特性が生かせるものについても同様である。

協働推進は、市民・市民公益活動団体・事業者・市が地域社会の諸課題を日常的に協議し、どのような役割分担や連携をしていくのか、誰が担うべきなのかを合意形成していく過程があって実効性を持つ。

そのために、これまで以上に情報公開や市民参加を推進するなどの取り組みを進める。

（市民公益活動推進委員会）

第8条 この条例によりその権限に属させられた事項のほか、市長の諮問に応じて市民公益活動の推進に関する重要事項を調査審議するため、豊中市市民公益活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市民公益活動の推進に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

3 委員会は、委員13人以内で組織する。

4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民
- (3) 市民公益活動団体の代表
- (4) 事業者の代表

5 前項第2号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

【趣旨】

市民公益活動の推進を社会的評価のもとで行う仕組みのひとつとして、豊中市市民公益活動推進委員会を設置するもの。

【 解釈・運用 】

第1項 当委員会の位置づけは、市長の附属機関とする。

当委員会は、以下のことを行う。

公募制補助金の交付の可否を決定する際、市長に助言する（条例第10条第3項）。

市民公益活動推進施策について市長に寄せられた意見とそれに対する市の調査・検討結果の報告を受ける（第13条第2項）。

市民公益活動推進施策の実施状況（毎年度作成）を評価し、必要に応じて市長に意見を述べる（第14条第2項）。

その他、市民公益活動の推進に関する重要事項を調査審議する。

第2項 当委員会は、市長の諮問の有無に関わらず、市民公益活動の推進に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる（建議機能）。

第3項 当委員会は委員13人以内で組織する。

第4項 学識経験者は「専門的知見を有する者」という意味であり、具体的には、大学関係者、弁護士等の有資格者のほか、中間支援組織関係者等の実務家を想定している。

第5項 市民委員は公募する。

【 Q & A 】

Q 2 5 . なぜ市長の附属機関なのか？

A . より第三者的な評価を可能とするために、「大和市新しい公共を創造する市民活動推進条例」における「協働推進会議」のように、市から独立した第三者機関とすることも検討したが、以下の理由で、市長の附属機関とすることとした。

第三者機関を独立のものにした場合、それが独自に行う判断内容が行政訴訟の対象となり、委員の負担が大きくなる。

選挙を経ない「第三者機関」が、選挙により選ばれた市長とは別に公的な評価を行うことに対して、民主的正当性が問われる。

議会や他の審議会等との関係が不明確となる。

Q 2 6 . 議会や他の部署の審議会等との関係は？

A . 議会との関係について。従来は、議会にかける案を行政内部で形成することが多かった。しかしこの条例により、市民公益活動推進施策に関しては、議会にかける案を、様々な立場を有する市民と行政職員が公開の場で議論しながら形成する仕組みとした。その仕組みのひとつが、市民公益活動推進委員会である。

他の部署の審議会等との関係については、それらが調査・審議すべき事項と重複しないように配慮している。（例、条例第10条第2項）

Q 2 7 . パブリックコメント案で書かれていた委員会の会議及び会議録の公表が抜けている理由は？

A . 豊中市情報公開条例等で規定済みであり、実施が担保されているので、この条例からは省いた。

Q 2 8 . 市長の諮問がなくても市民公益活動推進委員会から意見を述べることを認めるのならば、その意見に対する市長の応答義務を定めておいたほうが、より徹底するのではないか？

A . 市長の附属機関である市民公益活動推進委員会の役割は市長が定めるものであり、建議機能を認めたということは、その建議を聴いて必要な対応をするのは当然なので、特に応答義務は定めていない。市の他の条例も、建議への応答義務を規定していない。

Q29 . 委員の人員構成は？

A . 学識経験者4人、市民4人、市民公益活動団体の代表3人、事業者の代表2人としていきたい。

Q30 . 委員数を「 人以内」と表記しているが、2人や5人でもいい、という意味か？

A . 条文上「 人以内」とする場合「 人で組織しないといけないが、事故等で欠員が生じた場合でも即委員会が成立しないわけではない」という意味。これを条文上「 人」と限定すると「 人で組織しないといけないので、欠員が生じた場合 人になるまで補充されない限り委員会が成立しない」という意味になる。

(市民公益活動団体との協働)

第9条 市は、市民公益活動団体との協働を促進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市は、市民公益活動団体と協働して事業等を行うときは、その当初の段階から当該市民公益活動団体と協働するよう努めるものとする。

3 市は、市民公益活動団体との協働に当たっては、次に掲げる基本原則に基づき行うものとする。

(1) 市と市民公益活動団体が対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。

(2) 市と市民公益活動団体が協働して行う目的を共有するとともに、協働の過程その他の情報を公開すること。

(3) 市民公益活動団体の自発性及び自主性を尊重すること。

[趣旨]

市民公益活動団体との協働を通して、地域内分権を進めるための基本的事項について定めるもの。

[解釈・運用]

第1項 市は、市民公益活動団体の公共領域運営への参入を推進するための各種施策を行う。

第2項 市は、市民公益活動団体と企画段階から協働できる仕組みづくりに取り組む。

例 ・ 提案公募型委託事業：複数分野にまたがる課題や行政がまだ取り組んでいない課題などに対し、複数の市民公益活動団体に事業企画提案を求め、公開審査のうえで、事業内容と委託先を決定するもの。

・ 協働事業提案制度：市民公益活動団体による協働事業の提案を受け付け、当該団体と行政が協働して、提案を成案化し実施するもの。

第3項 市は、市民公益活動団体と協働する際は、協働の原則(目的の共有 対等性の確保 相互理解の推進 自発性・自主性の尊重 透明性・公開性の確保)に基づく。

[Q & A]**Q31 . 市職員が役員等になっている市民公益活動団体へ市の業務を委託することは可能か？**

A . 可能と考える。ただし、市政の公正さを確保するため、委託先の公募、審査基準と審査過程の公表などを確保する必要がある。

市の職員が役員になることで市からの業務委託が一切受けられないとなると、市職員の市民公益活動団体への参加意欲の減退につながる。

(助 成)

- 第10条** 市長は、市民公益活動を推進するため、市民公益活動団体に対し、市規則で定めるところにより、当該市民公益活動団体が行う市民公益活動に要する経費の一部を助成することができる。
- 2 市長は、前項の規定に基づき助成する場合であって公募により行うときは、市が実施する他の制度による助成を受けている市民公益活動団体及び助成の対象となる市民公益活動団体には助成を行わない。
- 3 市長は、前項に規定する公募による助成の可否の決定に当たっては、あらかじめ、委員会の意見を聴くものとする。
- 4 市長及び第2項に規定する公募による助成を受けた市民公益活動団体は、市規則で定めるところにより、当該助成に関する書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、市民公益活動団体に対する助成について必要な事項は、市規則で定める。

[趣 旨]

市民活動課所管の「公募制補助金制度」を創設するもの。

各部局が現に行っている補助金支出を全て公募制に切り替える旨定めたものでもなければ、各部局が管轄する補助金が公募になったときにこの条文を適用することを予定するものでもない。

しかし、市政運営を一層透明化していく必要があり、市の補助制度全体についても、特定団体(の事業)への補助から公募制に切り替えていく等の検討が望まれる。

この「公募制補助金制度」は、分野を限らず募集するが、分野間の優劣ではなく、団体の成熟度や先駆性等を判断基準として自立化支援をめざすものであり、他の行政目的・課題に基づく補助金を一本化しようとするものではない。

[解 釈 ・ 運 用]

第1項 市は、市民公益活動を推進するため、市民公益団体が行う市民公益活動に必要な経費の一部を助成する。

第2項 公募で市民公益活動を推進するための助成を行う場合、以下の市民公益活動団体は、重ねてその制度を利用できない。

市が実施する他の助成を受けているもの

市が実施する他の助成制度の対象となるもの(例、社会福祉法人)

社会福祉法第58条第1項で「地方公共団体は...当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出...することができる。」と規定され、その条例(社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例)上の手続でしか補助金を出すことができない。

第3項 公募で市民公益活動を推進するための助成を行う場合、助成先の決定について市民公益活動推進委員会の意見を聴く。

第4項 公募で市民公益活動を推進するための助成を行う場合、その手続きに関する書類が公開される。

第5項 規則で定める事項は、関係書類の閲覧方法、個人情報等の保護など。

〔 Q & A 〕

Q 3 2 . 府・国、民間財団から助成を受ける団体は、対象となるか？

A . なる。むしろ、市民公益活動団体が自律的に発展し、継続的に公益活動を続けるためには、特定の財源に頼らないようにすること大事である。

Q 3 3 . 市が出資する財団や市社会福祉協議会から助成を受ける団体は、対象となるか？

A . なる（ Q 3 2 . 参照）。この条例では、市の出資に関わらず、財団・社会福祉法人等の民法上の公益法人を「市民公益活動団体」に分類している。

Q 3 4 . 助成の手続きに係る書類等を自由に見ることができるようにするのは、なぜ？

A . 市の市民公益活動団体に対する補助金の支出を公開することで、不正な補助金支出を防止するとともに、地域課題に対し、どのような市民公益活動と資金需要があるかを明らかにするため。

Q 3 5 . 助成の手続きに係る書類とは？

A . (施行規則で検討中)

Q 3 6 . 提出した書類は、すべて公開されるのか？

A . (施行規則で検討中)

Q 3 7 . 市民公益活動団体は、助成の手続きに係る書類又はその写しをどのように設置しなければならないか？

A . (施行規則で検討中)

Q 3 8 . 複数分野間で競合する提案をどのように審査するのか？

A . 分野間の優劣ではなく、公益性・実現性・先駆性など共通する指標を設けて審査することとしている。

Q 3 9 . 市が市民公益活動団体に補助するのは、憲法第 8 9 条後段と抵触しないか？

〔 公の財産の用途制限 〕

第 8 9 条 公金その他の公の財産は、

(前段) 宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、

(後段) 又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、

これを支出し、又はその利用に供してはならない。

1 「公金その他の公の財産の支出又は供与」 = 行政の一方的支出

例、補助金の支出 比較：委託料

例、行政が所有する土地及び建物の無償貸与 比較：賃貸借関係

例、無利子の融資

2 宗教団体が行う市民公益活動への公金支出等が全て憲法違反というわけではない

津地鎮祭違憲訴訟大法廷判決(昭和 52・7・13)要旨抜粋

憲法の政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教とのかかわり合いをもつことを全く許さないとするものではなく、宗教とのかかわり合いをもたらず行為の目的及び効果にかんがみ、そのかかわり合いがわが国の社会的・文化的諸条件に照らし信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものである。

憲法 20 条 3 項にいう宗教的活動とは、国及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、当該行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいう。

3 市民公益活動はすべて「慈善、教育若しくは博愛の事業」か？

すべてではないが、含まれるものは多いので、憲法第 89 条との適合性を図ることとしている。

4 行政から独立して自発的・自主的に活動する市民公益活動団体が行う事業への補助金支出は、「公の支配に属しない」事業への支出にあたるか？

以下のいずれの説明を採用しても、「公の支配に属しない」事業への支出にはあたらない。

また、このような事業に対して補助すると約定した事項について、その事業が実施されるよう監視・監督するのは当然のことであり、団体の「自発性・自主性」の侵害とは議論の次元が違う。

東京高判（平 2 . 1 . 29） 「公の支配」 = 「行政の支配・統制」

公金等が「公の利益」に沿わないものに使用・利用されないよう、行政が、その事業の運営・存立に影響力を及ぼし、「公の利益」に反する場合は是正しうる途が確保されれば足りる。

行政から受ける統制・監督が社会福祉法等の法律により明確にされていることまでは求めない。

具体的には、補助金についての一般の規制のほか、その事業に対する事前・事後の個別の規制・管理ができればいい。

一般の規制「豊中市補助金等交付規則」

補助金申請時と補助事業の実績報告時に提出すべき書類を定める。

補助金を交付された者は、常に補助事業の収支に関する帳簿類等を整備しなければならない。

市長は、補助金の執行を適正に行う必要があるれば、補助金を交付された者に対し、補助金の使用について指示・検査することができる。

補助金を補助目的・補助条件のとおり使わなかった場合、交付決定を取り消し、補助金を返還させる。

その事業に対する事前・事後の個別の規制 この条例及び条例施行規則など

公募、公開基準、公開審査、助成に関する書類等の公開

他自治体の市民公益活動推進条例がのつとる説 「公の支配」 = 民主的統制

公金の支出等の限度内において、その濫用が行われない程度の統制があること。

「豊中市補助金等交付規則」

その統制は、行政官単独ではなく、民主的な統制の仕組みであること。

この条例及び施行規則等による、公募、公開基準、公開審査、助成に関する書類等の公開

憲法第 89 条だけで判断せず、憲法秩序全体の精神（基本的人権の尊重等）にそって体系的・総合的に解釈する。

（推進環境の整備）

第 11 条 市は、市民公益活動が推進される環境を整えるため、市民公益活動に関し、情報の提供を行い、相談に応じるとともに、市が保有する施設、設備等の活用に努めるものとする。

[趣旨]

市民公益活動団体の自律的発展が可能となるよう、側面的支援を行う旨規定するもの。

[解釈・運用]

市が様々な目的で保有する公共施設等が、市民公益活動推進にもっと役立つよう、活用方策を検討していく。

施設等には設備、情報受発信の基盤（市民活動情報サロン等）なども含む。

[Q & A]

Q 4 0 . 推進環境の整備のその具体的方法は？

A . 市民公益活動に関する情報の提供・相談対応 ... 市民活動情報サロン

市が保有する施設、設備等の活用 ... 施設・器材情報の一元化、運営への市民参加、利用手続改善、各種公共施設の役割再確認と連携促進 等

（ 推進体制の整備等 ）

第 1 2 条 市長は、市民公益活動を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するとともに、職員の育成等に努めるものとする。

[趣旨]

市が市民公益活動推進に必要な体制づくりに取り組むべきことを明記するもの。

[解釈・運用]

総合的・計画的に市民公益活動を推進するため、横断的連携が図ることができるよう庁内体制の充実を図る。

職員啓発・研修に加え、人事交流、民間経験者の採用など、さまざまな職員の人材育成に努める。

人材育成：「協働型」職員に求められる資質

（豊中市市民公益活動推進委員会「提言」14年11月より）

「市民公益活動」の多様性への理解

市民公益活動団体がパートナーであるということの認識

市民や市民公益活動団体が発する情報や問題提起を受け取る力

多様な機関・人の参加・協力を促す調整力

行政・市民公益活動団体・事業者の比較優位性を認識し協調できる力

何事にも前向きに取り組む積極性

コミュニケーションスキル

豊かな感性

【 Q & A 】

Q 4 1 . 職員が市民公益活動へ参加することは可能？

A . 公務員も、職務を離れては一市民であり、市民として積極的にまちづくりに参加していくべきである。ただし、公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する者として、職務の公正さを常に確保すべきである。自分の職務権限と直接関わりがある市民公益活動への参加にあたっては、市民の疑惑を招かないよう配慮すべきである。

地方公務員法第30条 すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(施策についての意見)

第13条 市民、市民公益活動団体又は事業者は、市が実施する市民公益活動の推進に関する施策について、市長に意見を述べることができる。

2 市長は、前項の規定により意見があったときは、その内容の調査又は検討を行い、当該意見及び調査又は検討の結果を委員会に報告しなければならない。

【 趣旨 】

市民・市民公益活動団体・事業者が、市民公益活動に関する施策について市長に述べた意見が、確実に施策の参考とされるよう、その手続きについて定めるもの。

【 解釈・運用 】

第1項 市民・市民公益活動団体・事業者は、市民公益活動に関する施策について市長に述べる旨を明記する。

第2項 Q & A 参照。

【 Q & A 】

Q 4 2 . この規定がなくても、市民等は行政の施策について意見を述べることはできるとも述べてきた。この規定ができたことにより、何が変わるか？

A . この規定がなくても、行政の施策一般について市民が意見を述べた場合、各担当部署で対応してきた（この一般的な対応を以下「広聴」という。）この規定は、通常の対応に加えて、市民公益活動推進施策についての市民等の意見については、行政内部の判断だけで対応するのではなく、必ず市民公益活動推進委員会に報告されねばならない旨を規定するものである。

Q 4 3 . この規定ができたことで、逆に、市民公益活動推進施策についての市民等の意見に対しては、行政内部の判断だけですぐとりうる対応がとられず、市民公益活動推進委員会が開催されるまで対応が休止するのか？

A . そのようなことはない。この規定は、出された意見に対して可能な部分から必要な対応を行っていく通常の広聴に加えて、市民公益活動推進委員会への報告を義務づけるものである。

なお、市民公益活動推進委員会は、第 8 条に規定するとおり様々な役割を持つので、平均して 2 ～ 3 月に一度開催される見込みである。

Q 4 4 . 「市民公益活動推進施策についての意見」かどうかの判断は、誰がどう行うのか？

A . 実務上は、市民等から提出された意見等のうちどれが「施策についての意見」かどうかの判断を市が恣意的に行わないよう、市民等からの市民公益活動に関する意見はすべて市民公益活動推進委員会に提出する。

Q 4 5 . パブリックコメント案に入っていた、市民公益活動推進施策に関する意見等に対する検討結果の公表と、必要に応じた施策・条例等の見直しは怎么样了のか？

A . 市民公益活動推進施策についての意見とそれに対する検討結果は、毎年度に作成・公表される「施策の実施状況」(第 1 4 条第 1 項、第 1 5 条)に、まとめて掲載される。

施策・条例等の見直しにまで関わる意見については、他の意見や年度毎の施策の実施状況も含めて総合的に検討する必要があるため、「施策の実施状況」の評価(第 1 4 条)とその結果の公表(第 1 5 条)の手続きの中で検討・対応される。

これらに関する全体の流れは、第 1 4 条・第 1 5 条参照。

(評価)

第 1 4 条 市長は、毎年度、市民公益活動の推進に関する施策の実施状況を委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた委員会は、その内容を評価し、その結果を市長に通知する。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

3 市長は、前項の規定により意見があったときは、その内容の調査又は検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講じるものとする。

[趣旨]

市民公益活動推進施策を、定期的に評価し、必要に応じて改善していく手続きを定めるもの。

[解釈・運用]

第 1 項 市民公益活動推進に関する施策には、市民公益活動推進を直接目的とするもの、市民公益活動推進に間接的に役立つものなど、様々である。その点も踏まえて、市民公益活動推進施策の実施状況は、毎年度の決算書作成時期にあわせて、庁内各部局に照会をかけ、関係部局の会議等も経て、まとめられる。

第 2 項 市民公益活動推進に関する施策への評価は、その年度の施策の具体的な実施状況をふまえて、市民公益活動推進委員会も参加して行われる旨、規定するものである。

第 3 項 市長は、施策の実施状況に対する市民公益活動推進委員会の意見があった場合は、それをふまえて、必要な措置をとらねばならない旨規定するものである。

[Q & A]

Q 4 6 . 市民・市民公益活動団体・事業者は、どのような形で「評価」に参加することができるか？

A . 以下の方法で参加することができる。

委員会委員への公募（第 8 条）

委員会傍聴及び委員会議事録の閲覧（情報公開条例）

公表物の閲覧（第 1 5 条）

以上の情報をもとにした意見の提出（第 1 3 条）

（実施状況等の公表）

第 1 5 条 市長は、前条第 1 項の実施状況及びこれについての委員会の評価の結果を公表する。この場合において、同条第 2 項の規定により意見があったときは、当該意見及びその内容の調査又は検討の結果を付記するものとする。

[趣旨]

市民公益活動推進を、情報公開のもとで行って行く手続きを定めるもの。

[解釈・運用]

市長は、施策の実施状況、委員会の評価・意見とそれに対する市の対応策を公表する。

「公表」とは、市役所前の公告場に掲示して行うこと。（公告式条例第 8 条、第 3 条）

公告式条例

第 8 条 第 3 条の規定は、公表を要する告示その他の公告の公表について準用する。

第 3 条 条例の公布は、市役所前の公告場に掲示して行う。

（委任）

第 1 6 条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

[趣旨]

この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める旨規定するもの。

[解釈・運用]

規則対応

豊中市市民公益活動推進条例施行規則（公募制補助金の詳細）

豊中市市民公益活動推進委員会設置規則

要綱対応

提案公募型委託事業

協働事業提案制度

附 則

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 市長は、市民公益活動の推進状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の日後3年以内に、市民公益活動の推進の在り方について検討を加えるものとする。
- 3 市長は、前項の検討の結果に基づき、必要な措置を講じるものとする。
- 4 委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年豊中市条例第19号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中第51号を第52号とし、第42号から第50号までを1号ずつ繰り下げ、第41号の次に次の1号を加える。
(42)市民公益活動推進委員会
委 員 日 額 9,700円
第4条中「第51号」を「第52号」に改める。
第5条第2項中「第50号」を「第51号」に、「第51号」を「第52号」に改める。

[趣 旨]

施行日、条例施行後の見直し、市民公益活動推進委員会の委員報酬について定めるもの。

[解 釈 ・ 運 用]

施行日（平成16年4月1日）を定める。

条例施行後3年以内に、社会情勢の変化等を勘案し、この条例及び市民公益活動推進施策について、検討を加える。

その結果に基づき必要な措置をとる。

検討を3年以内とする理由

公益法人制度の見直しが国において検討されており、近い将来、財団等従来の公益法人と特定非営利活動法人が同じ法人制度に統合される可能性がある。あわせて、特定非営利活動法人に関する税制も検討されている。また、現在、自治基本のルールづくり、協働評価の仕組みづくり等、当条例と密接に関わる新たな制度・仕組みの検討が進められている。

[Q & A]**Q 47 . 3年以内の見直しをする理由は？**

A . 公益法人制度の見直しが国において検討されていて、近い将来、社会福祉法人等従来の公益法人と特定非営利活動法人が同じ法人制度に統合される可能性がある。また、特定非営利活動法人に関する税制も見直しが検討されている。市においても、自治基本のルールづくり、協働評価の仕組みづくり等、市民公益活動推進施策に密接に関わる新たな制度・仕組みの検討が進められている。